

一般質問発言通告書

発言順位 6番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和7年6月10日

三島市議会議長 堀江 和雄 様

三島市議会議員 10番 河野 月江

質問事項1	健康で文化的な最低限度の生活を①一生活保護世帯の自動車保有について
具体的な内容	地方では公共交通機関が切り縮められる中、自動車は生活に欠かせない足であり、乗用車の普及率は約8割となっている。しかし、生活保護世帯には原則自動車の保有が認められていないため、現在の制約的な運用の下では、車を手放せない人が生活保護受給を諦めたり、受給者の多くが車の処分を指導されるなど、「生活保護か車保有かの二者択一」が迫られている。乗用車の普及率が約7%だった1963年(昭和38年)の厚生省の通知内容は、車が生活に必要なものとなっている現在の状況に合わせてただちに見直されることが必要と考える。そこで、現在の運用に基づく三島市の指導と保有の状況がどのようにになっているのかについて伺いつつ、当市において、生活保護受給者の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(憲法第25条)、居住・移転および職業選択の自由(憲法22条)、幸福追求権(憲法第13条)、個人の移動を容易にする権利(障害者権利条約第20条)を保障していく対応を求め、以下伺う。
1	昭和38年4月1日発出の通知で認められている、障害者(児)とそれ以外の場合の保有要件
2	令和6年度末の生保受給世帯における障害者(児)世帯数、就労世帯数、要介護認定世帯数
3	令和6年度末の車保有数 ((1)障害者(児)の通勤・通院、(2)公共交通機関の利用が著しく困難な地域の居住者の通勤・通院 (3)公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務地 (4)深夜勤務の業務に従事しているもの)
4	「公共交通機関の利用が著しく困難な地域」についてどのように判断し、指導しているか。
5	「公共交通機関の利用が著しく困難な障害」の程度をどのように判断し、指導しているか。
6	過去5年間(令和2~6年度)指導指示で車の保有をやめさせた件数、および指導(指示)に従わないと保護の停廃止をおこなった件数
7	ホームページでの案内方法を改善できないか。
質問事項2	健康で文化的な最低限度の生活を②一生活保護世帯等へのエアコン設置助成について
具体的な内容	夏場を控え、今年も危険な暑さから市民の命と健康をいかに守るかが迫られている。エコライフ三島6/1号でも、「今年は暑さを我慢しないで!」とエアコンの効果的な使い方を紹介している通り、いまやエアコンの普及率は90%を超え、欠かせない家電の1つとなっている。設置費用6万7千円を上限に生活保護世帯に支給する国の制度が平成30年に始まったが、支給は「特別な事情がある場合」に限られており、当市での給付は過去7年間(平成30~令和6年度)で26件とされている。同年3月31日以前に保護開始となった世帯は給付の対象とならないため、これらの世帯が購入するには、家計管理や生活福祉金貸付の活用等で費用を捻出する他ない。令和元年9月議会一般質問で、国の制度の対象とならない世帯への助成制度を求めたが、生活保護制度が法定受託事務であることを「口実」に「法外扶助することは難しい」との答弁であった。しかし全国では様々な考え方で収入認定から除外し、自治体の裁量で助成実施をおこなっている自治体はある。再度制度化を求め伺う。
1	生活保護世帯におけるエアコン未設置世帯数(保護開始H30/3/31以前・4/1以降)
2	給付対象とならない世帯への支援内容と家計管理や生活福祉資金活用による購入実績
3	生活保護世帯、住民税非課税世帯等へのエアコン設置助成を求め見解を伺う。
質問事項3	市長交際費のあり方について
具体的な内容	令和7年5月28日の三監第14号「住民監査請求に係る監査結果について(通知)」の「6.意見」をふまえた今後の対応・改善について伺う。